

皆様に、最新の**労働災害情報**をおとどけしています！

災害発生情報 No.90

2016. 8. 15
(社) 筑西労働基準協会

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各社の安全衛生管理活動にご活用ください。

業種	食料品製造業	経験	1年	年齢	59歳	男女	女性
発生月	—————		発生時刻		11時55分		
発生状況	菓子製造工場内で、菓子を個別包装する作業中、包装を行う機械に菓子の一つが挟まり、原料が飛び散って機械が汚れた。作業を行っていた労働者が、機械の拭き取り作業を行うため、機械を停止させずに手を出し、回転している包装機械に指を挟まれ、負傷した。						
負傷の程度／部位	右手薬指骨折			休業見込	不明		



◆ 再発防止のアドバイス

平成25年10月1日から、改正された労働安全衛生規則が施行され、食品加工用機械についての規定が追加されています。追加の背景には、食品加工用機械による死傷災害の発生件数の多さや、切断などの後遺障害の残る労働災害の割合の高さがあります。本件災害における機械は、包装機械ですので、食品加工機械には該当せず、一般規定である「機械の調整作業の際の運転停止（安衛則第107条）」が問題となりますが、本件工場内には食品加工機械の適用を受ける機械もあると思われます。本件事業場では、作業手順において、機械の拭き取り作業を行う際は機械を停止するよう決められており、今回の災害発生の原因は、「つついいうっかり」「労働者の自己判断で」機械を止めずに手を出したこと、とお聞きしています。会社に責任はないのでしょうか。

◆ **コメント** ◆ 「 やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、褒めてやらねば 人は動かじ 」 名言集などで見かける山本五十六の言葉ですが、規律が厳しいであろう連合艦隊司令長官の実感がこれだとしたら、入社1年目の従業員の方に、作業手順を正確に実行してもらうには、一度説明しただけでは十分とは言えないようです。作業手順から外れた行動をとると、どのような危険性があるのか、一見面倒な決まりにどのような意味があるのか、日々のKY活動やリスクアセスメントで一人一人に理解してもらうことが重要です。厚生労働省では、「食品加工作業におけるリスクアセスメント」をHPに掲載しているので参考にしてみてください。

【お願い】

この記事は、筑西労働基準監督署のご協力により作成し、随時お届けしています。お届けしている災害情報はすべて実際に発生した事故ですが、わかりやすいように一部加工する場合があります。